

清掃・リサイクル事業の現状と課題について①  
～収集・運搬や処理処分のしくみ、普及啓発活動等の状況～

1.	ごみ収集・資源回収や中間処理、最終処分場の状況 .....	2
(1)	家庭ごみ・資源の分別区分と収集・運搬 .....	2
(2)	分別徹底・適正排出の取り組み.....	3
(3)	事業系ごみの減量と適正処理 .....	5
(4)	中間処理 .....	6
(5)	最終処分 .....	7
2.	区民を対象とした 3R 活動の促進の状況 .....	8
(1)	普及・啓発 .....	8
(2)	家庭から出る資源のリサイクルの促進 .....	9
(3)	活動拠点の活用.....	10
(4)	地域ぐるみの取り組み.....	12
3.	事業者を対象とした 3R 活動の促進の状況 .....	13
(1)	普及・啓発.....	13
(2)	事業所から出る資源のリサイクルの促進 .....	13
(3)	「事業者」としての区の取り組み .....	14

# 1. ごみ収集・資源回収や中間処理、最終処分場の状況

## (1) 家庭ごみ・資源の分別区分と収集・運搬

### ①集積所収集

ごみの収集・運搬は、中央清掃事務所が行っています。

下表に示すとおり、燃やすごみは週 2 回、燃やさないごみ・資源・プラスチック製容器包装は週 1 回の回収です。ただし、京橋、銀座、八重洲、日本橋、人形町の一部の地域では、繁華街から大量のごみが排出されるため、日曜日を除き毎日収集を行っています。組大ごみは事前に申し込みを受け付けて有料収集しています。

表 1 収集回数と対象のごみ・資源

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源 (集積所回収)	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
ごみ・資源	生ごみ・木くず・紙くず等、プラスチック製品(プラスチック製容器包装以外)、ゴム・皮革製品等	金属類、ガラス・陶磁器類等	紙類(新聞、雑誌、段ボール)、びん、缶、金属製のなべ・やかん・フライパン、ペットボトル	プラマークがついている容器と包装(商品を入れているもの、商品を使用・分離した際に不要となるもの)	一辺の長さがおおむね 30cm を超える家具や寝具等
収集回数	週 2 日	週 1 回	週 1 回 資源の日	週 1 回 プラマークの日	週 1 回(申込制) 粗大ごみの日

※動物死体処理は、飼い主や土地建物の占有者が自らの責任で処理することが原則ですが、自ら処理することが困難な場合、ペットについては処理手数料を徴収して区が引き取り処理業者に火葬処分を委託しています。

### ②拠点回収

区では、区内の 36 カ所の公共施設に回収箱を設置しているほか、区内の全小学校等を回収場所として、資源の拠点回収を実施しています。

表 2 拠点回収資源一覧

回収拠点 回収品目	全小学校、銀座中学校・日本橋中学校(土曜日の指定時間)	区役所・区民センター等 公共施設(36カ所)(随時)
飲料用紙パック	○	○
食品用発泡スチロールトレイ	○	○
廃食用油	○	
布類	○	○(リサイクルハウスかざぐるま)
電池類	○	○(リサイクルハウスかざぐるま等 8カ所)
蛍光管	○	
体温計・血圧計・温度計(水銀式)	○	
小型家電	○	○(リサイクルハウスかざぐるま等 6カ所)
園芸土	○	

### ③集団回収

区では、集団回収を行っている町会やマンション等の区民団体への用具類の貸出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。新築マンション等に対しては、不動産会社・管理会社を通じて集団回収への参加を呼びかけており、令和2年4月1日現在の登録団体数は323団体です。

表 3 集団回収登録団体数の推移

(単位：団体)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
登録団体数	229	252	289	301	310	323

支援・助成内容は以下のとおりです。

- 回収量に応じた助成金：回収量1キログラムにつき7円を支給
- 団体助成金：回収実績がある団体に対し、団体助成金として半期ごとに12,000円を支給
- 資源回収ボックスや回収した資源を運ぶ台車等の貸し出し
- 新規登録団体に、回収に必要な軍手・紙ひも・エプロンの消耗品を支給

### (2) 分別徹底・適正排出の取り組み

分別の徹底や不適正排出等の防止に向けては、以下の取り組みを行っています。

#### ①ごみ減量の普及・啓発

清掃事業に対する区民の理解とごみの発生抑制やリサイクルへの取り組みを促すため、家庭向けの啓発用冊子「清掃・リサイクルハンドブック」や「ごみと資源の分け方・出し方」等の配布、ホームページによる情報提供や清掃車へのポスター掲示等、様々な広報活動を展開しています。

子どもに対しては年代別ハンドブックの作成、親子環境施設見学会、小学校等で開催する「環境学習」を通じて、ごみの減量と分別の大切さについての普及・啓発を図っています。また「ごみと資源の分け方・出し方」については外国人向けに、英語・中国語・ハングル語版を作成しています。

## ②ふれあい指導

区民や事業者に対して、ごみの減量や排出方法、手数料制度やリサイクル等について対話によるきめ細かな説明や指導を行い、清掃事業への一層の理解と協力を得ることを目的に、「ふれあい指導班」を設け「ふれあい指導」を実施しています。

## ③ふれあい収集

障害のある方や65歳以上の高齢者等の世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所等までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否等の確認も含めて職員が玄関先等まで訪問して収集（回収）を行っています。

表 4 ふれあい収集世帯数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	世帯 R元
ふれあい収集世帯数	51	64	82	96	112	95

## ④ごみ減量・リサイクルアドバイザー

町会や自治会、マンション、事業者、商店街等からの要望に応じ、清掃事務所の職員をアドバイザーとして派遣し、ごみに関する問題等を一緒に考えるとともに、ごみの減量やリサイクルの取り組みに関するアドバイスを行っています。

## ⑤資源持ち去り防止対策

集積所からの古紙やびん、缶などの資源の持ち去りを防止するため、平成21年4月に「中央区廃棄物の処理および再利用に関する条例」を改正し、資源物の持ち去り行為を禁止するとともに、従わないときは氏名等の公表ができることとし、以下の対策を実施しています。

- ・資源持ち去り防止パトロール
- ・新聞回収袋の配布(持ち去り禁止と区の資源回収に出すことを明示した袋)



新聞回収袋

## ⑥不法投棄防止対策

集積所の不法投棄については、発見次第清掃事務所へ、また、集積所以外で発見した場合は所管の関係機関に連絡するよう、パンフレットや広報等を通じて呼びかけを行っています。

## ⑦カラス対策

カラス等の被害による集積所の散乱防止のため、区民の方へ防鳥ネットの無料貸し出しを実施しています。

## ⑧早朝収集

まちの景観を美しくかつ清潔に保つとともに、商店街の活性化や交通渋滞の緩和等に寄与するため、銀座、八重洲、日本橋の一部の地域については早朝収集として、都市活動が始まる前の午前7時台に収集を開始しています。

### (3) 事業系ごみの減量と適正処理

区では、事業系ごみの減量と適正排出を推進するため、以下の取り組みを行っています。

#### ①建築物における廃棄物保管場所・資源保管場所等の設置

延床面積 3,000m<sup>2</sup>以上の建築物を建築しようとする場合は、その建築物に廃棄物保管場所ならびに資源保管場所等の設置を義務づけています。

#### ②事業用建築物の廃棄物管理責任者の選任、区の指導・助言等

延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者等には、条例に基づき廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の提出、1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の所有者等についても要綱で、廃棄物管理責任者の選任と再利用実績報告書の提出を義務づけています。また、廃棄物管理責任者に対し新任講習やフォロー講習を実施するとともに、事業所の立入検査を実施し、ごみの減量と適正処理について指導しています。

表 5 事業用建築物の排出指導・立入検査件数

年度	件数					
	H26	H27	H28	H29	H30	R元
事業用大規模建築物	293	278	314	317	268	306
事業用建築物	204	176	76	88	92	90
合計	497	454	390	405	360	396

#### ③区収集に排出する場合の排出基準

排出量が日量 50 kg未滿の小規模の事業者については、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチック製容器包装」「資源」について、家庭ごみの収集に支

障の無い範囲で、中央区の有料ごみ処理券を貼り、排出することが認められています。

区では、適正排出・リサイクルを促進するため、事業所向けパンフレットやデータファイルの配布のほか、排出量の基準や分別が守られない事業所については、ふれあい指導の一環として随時指導を行っています。

表 3 事業系有料ごみ処理券の種類と料金（平成 29 年 10 月 1 日改定）

券種	10 リットル券 (10 枚セット)	20 リットル券 (10 枚セット)	45 リットル券 (10 枚セット)	70 リットル券 (5 枚セット)
料金	760 円	1,520 円	3,420 円	2,660 円

#### (4) 中間処理

##### ①燃やすごみの処理

燃やすごみは、東京二十三区清掃一部事務組合の中央清掃工場で焼却処理されています。中央清掃工場では、最新の設備により燃焼温度の適正な管理を行い、公害防止対策に万全を期しています。

また、ごみが燃焼する際に発生する熱によって蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機で発電を行っています。これにより、工場内の電力をまかなうとともに、余った電力は電気事業者に売却し、区内の小学校等公共施設に安価で供給しています。更に、工場内と清掃関連施設での給湯や冷暖房にも蒸気を活用するほか、隣接する温浴施設「ほっとプラザはるみ」（※令和 2 年 4 月 1 日から休館中）にも供給しています。



※写真提供・協力：東京二十三区清掃一部事務組合

表 4 中央清掃工場の概要

所在地	中央区晴海五丁目 2 番 1 号
敷地面積	約 29,000m <sup>2</sup>
焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉
処理能力	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
排ガス処理方法	ろ過集じん器、排ガス洗浄塔、触媒塔
発電能力	15,000kW (抽気復水タービン)

## ②燃やさないごみ

燃やさないごみについては、民間の廃棄物処理業者に選別及び資源化を委託し、有効利用を図っています。(前回協議会資料3参照)

## ③粗大ごみ

粗大ごみについては、再利用可能なものをピックアップ回収した後、残りは東京二十三区清掃一部事務組合の粗大ごみ破碎処理施設に搬入され、破碎・減容化及び資源物(鉄分)の回収後、可燃物は清掃工場で焼却し、不燃物は埋立処分されています。

## (5) 最終処分

清掃工場で焼却処理した後の焼却灰及び粗大ごみ処理施設等で破碎・減容化し、資源回収した後の不燃物(ガラス・陶磁器類等)は、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場で埋立処分されています。

また、灰の一部はセメント原料化を実施しています。



(東京都港湾局パンフレットより)



## 2. 区民を対象とした 3R 活動の促進の状況

### (1) 普及・啓発

区民を対象とした主な普及・啓発活動は以下のとおりです。

#### ①啓発冊子の配布

##### ■ごみと資源の分け方・出し方

- ・ 隔年ごとに発行し区内全世帯に配布。  
(転入者や希望者へは随時配付)
- ・ 外国人向けに、英語・中国語・ハングル語版を作成。

##### ■清掃・リサイクルハンドブック

- ・ ごみやリサイクルに関する一般知識やデータ、各種事業案内などを掲載。



ごみ処理・資源リサイクルに関する情報冊子

#### ②区報・ホームページ等

- ・ ホームページや区のおしらせ、環境情報誌等において、ごみの減量や 3R 推進等に関する情報を随時発信。

#### ③子ども向け普及・啓発

- ・ 小学生とその保護者を対象とした「親子環境施設見学会」を開催。
- ・ 小学校・幼稚園等で「環境学習」を実施。
- ・ 小学校の低学年向け・高学年向けにそれぞれごみ・リサイクルに関するハンドブックを作成し、授業等に活用。
- ・ 児童・生徒を対象とした「こどもエコクラブ」の活動支援。



小学校低学年向けハンドブック



#### ④環境パネル展

- ・ 環境月間（6月）行事の一環として、身近な環境問題、リサイクルや地球環境問題に関する環境パネル展を開催。

#### ⑤エコまつり

- ・ 3Rの推進をはじめ環境問題全般について、クイズや体験を通して楽しみながら学べる環境イベントを毎年6月に実施。



エコまつり

#### ⑥フリーマーケットの開催

- ・ 6月に行われるエコまつりと同時にフリーマーケットを開催しているほか、地域におけるフリーマーケットの開催を支援。

### (2) 家庭から出る資源のリサイクルの促進

#### ①リサイクル推進協力店

- ・ リサイクル商品を取り扱っている店や簡易包装等を推進している店等、ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組む販売店等をリサイクル推進協力店として認定し、区民に紹介。

#### ②自転車のリサイクル

- ・ 区が撤去し、保管している放置自転車のうち、所有者が不明なもの、または判明していても引き取りのないものを中央区放置自転車リサイクル事業協力店により点検・整備し、リサイクル自転車として安価で提供。

#### ③「土のリサイクル」

- ・ 毎週土曜日に区内全小学校および銀座中学校・日本橋中学校（資源の拠点回収場所）で回収し、業者委託による再生処理を行ったうえ、再生土を「花と苗木の即売会」等で配布。

表 6 土の回収量・再生量

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R元
回収量	15,580	15,147	17,068	14,660	15,240	18,812
再生量	12,595	14,415	15,330	13,110	14,960	12,690

kg

### (3) 活動拠点の活用

#### ①リサイクルハウスかざぐるま

- ・ リサイクル活動の拠点として、区内2カ所にリサイクルハウスかざぐるまを設置し、資源の再利用やリサイクル意識の啓発を実施。



リサイクルハウスかざぐるま

表 7 リサイクルハウスかざぐるまの施設概要

年度 項目	リサイクルハウスかざぐるま明石町	リサイクルハウスかざぐるま箱崎町
開設年月日	平成6年12月10日	平成16年4月21日
所在地	明石町14番1号	日本橋箱崎町36番15号
電話番号	3546-2991	3668-5037
敷地面積	707.07㎡	997.99㎡
延床面積	744.94㎡	614.92㎡(1,261.10㎡のうち)
施設内容	2階：リサイクルコーナー、不用品交換情報の掲示 3階：資料コーナー	
開館時間	午前9時～午後5時	
休館日	月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）および月末の館内整理日	

#### ②不用品のリユース（再使用）

- ・ リサイクルハウスかざぐるまでは、不用になった衣類や雑貨類を預かり、希望する人に有償または無償で譲渡するリユースコーナーを設置。
- ・ 「不用品交換システム」として、リサイクルハウスかざぐるまの掲示板や区のホームページに再使用可能な不用品の交換情報を掲載。

表 8 リサイクルハウスかざぐるまの利用状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R元	
明石町	来館者数(人)	40,249	43,374	41,664	45,391	42,296	39,602	
	不用品 販売状況	出品者数(人)	11,725	12,090	12,470	12,331	12,132	11,991
		展示数(点)	56,667	58,097	60,139	59,353	58,548	57,668
		販売点数(点)	36,931	38,230	37,497	37,736	35,941	34,849
箱崎町	来館者数(人)	27,015	26,239	24,552	28,515	26,951	24,309	
	不用品 販売状況	出品者数(人)	6,310	6,357	5,060	5,891	5,925	6,322
		展示数(点)	41,839	42,021	33,456	38,665	39,187	40,223
		販売点数(点)	25,170	25,199	19,804	23,448	23,326	23,094
合計	来館者数(人)	67,264	69,613	66,216	73,906	69,247	63,911	
	不用品 販売状況	出品者数(人)	18,035	18,447	17,530	18,222	18,057	18,313
		展示数(点)	98,506	100,118	93,595	98,018	97,735	97,891
		販売点数(点)	62,101	63,429	57,301	61,184	59,267	57,943

### ③リサイクル教室

- ・ 余り布から帽子づくりなど、不用品を再生利用するリサイクル教室や、エコ・クッキング教室を開催。



エコ・クッキング教室



余り布で作ったクリスマス飾り

### ④環境情報センター

- ・ 環境情報の提供・発信および区民や事業者、環境活動団体の環境活動拠点として、平成 25 年 6 月に環境情報センターを開設、環境の保全に関する講演会・講座の開催や展示などを実施。



環境情報センター

表 9 環境情報センターの施設概要

開設年月日	平成 25 年 6 月 2 日
所在地	中央区京橋三丁目 1 番 1 号 東京スクエアガーデン 6 階 京橋環境ステーション内
電話番号	6 2 2 5 - 2 4 3 3
延床面積	410.55m <sup>2</sup>
施設内容	展示情報コーナー、交流室、研修室 1、研修室 2
利用時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

#### (4) 地域ぐるみの取り組み

##### ①クリーンデー

- ・ 地域美化意識の高揚を図り、たばこの吸い殻や空き缶等のごみの散乱を防止するため、平成 3 年度から、5 月 30 日（ゴミゼロの日）に町会・自治会、ボランティア、企業等により、まちの一斉清掃を行うクリーンデーを実施。

表 10 クリーンデー参加団体数の推移

	団体					
	H26	H27	H28	H29	H30	R元
参加団体数	252	269	287	283	286	326

##### ②まちかどクリーンデー

- ・ 平成 17 年 7 月から、毎月 10 日に「まちかどクリーンデー」として、住宅や事業所等の周辺で日常行っている清掃活動を一斉に実施。参加団体に対し区は、希望により啓発用のたすきを貸与するほか、ホームページで活動を紹介。

表 11 まちかどクリーンデー登録団体数の推移

	団体					
	H26	H27	H28	H29	H30	R元
登録団体数	222	233	249	254	266	270

##### ③清掃（事業）協力会

- ・ 昭和 30 年代に住民の自主的な組織として結成された京橋清掃協力会および日本橋清掃事業協力会において、清掃・環境保全事業の普及を実施。

### 3. 事業者を対象とした 3R 活動の促進の状況

#### (1) 普及・啓発

##### ①啓発冊子の配布

- 一般事業所向けに冊子「事業者の皆さんへ」を活用し、循環型社会における事業者の役割やごみ分別・リサイクルのルールについて普及・啓発を実施。



事業者向け啓発冊子

##### ②事業用大規模建築物等への区長感謝状

- 事業用大規模建築物等の立入検査を行った事業所の内、ごみ減量・リサイクルや適正処理に積極的に取り組み、一定の成果を上げている事業所を対象に、区長感謝状を贈呈。

#### (2) 事業所から出る資源のリサイクルの促進

##### ①ちゅうおうエコ・オフィス町内会

- ちゅうおうエコ・オフィス町内会では、参加する事業者に対して、古紙の回収ボックスの貸与を行い、事業者が分別した紙類を専門の回収会社がボックスごと交換し、回収。区は、ちゅうおうエコ・オフィス町内会の活動支援。

表 12 「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」の品目別回収実績

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
加入事業所数(事業所)	277	275	280	300	314	252
雑誌その他の紙	163.1	159	158.7	174.5	150.8	175.3
新聞	38	39.5	36	34.1	30.7	32
再生コピー用紙	31.8	30.6	30.4	35.5	31	23.7
上質コピー用紙	0	0	0	0	0	0
上質コンピューター用紙	0	0	0	0	0	0
合計	232.9	229.1	225.1	244.1	212.5	231

## ②飲料用自動販売機における回収容器の設置

- ・ 飲料用自動販売機により飲料を販売する者、または飲料用自動販売機を管理する者に、基準を満たす回収容器の設置および回収した空き缶等を再利用することを義務づけ。

## ③条例・要綱に基づく指導

- ・ 一定規模建築物における廃棄物保管場所・資源保管場所等の設置や、事業用大規模建築物・事業用建築物に対する廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書等の提出義務づけ、立入検査の実施等により、事業系ごみのリサイクルを促進。

## (3)「事業者」としての区の取り組み

### ①区独自の環境マネジメントシステムの推進

- ・ 平成23年10月より、中央区独自の環境マネジメントシステム（中央区EMS）を構築し、区内小学校、幼稚園等も含め全庁的な環境配慮活動を実施。

### ②「中央区グリーン購入ガイドライン」の活用

- ・ 再生品など環境に配慮した物品の調達を進めることにより、区の事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図るため、「中央区グリーン購入ガイドライン」を策定。

### ③緑のリサイクル

- ・ 公園や街路樹等を管理する際に発生する剪定枝を集めてチップ化し、公園等の土壌改良材にしたり、花と苗木の即売会において堆肥として区民に無料配布を実施。

### ④区施設から排出される生ごみの活用

- ・ 生ごみのリサイクルルートの構築と環境教育の向上を図るため、小・中学校から発生する生ごみの飼料化や肥料化等の再生利用を委託により実施。